

随意契約結果一覧

所属(課名) 清掃事業課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
一般廃棄物収集運搬業務委託(本庁管内)	平成31年4月1日	松阪環境事業協同組合 代表理事 小川剛司	174,087,540	170,337,000	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」による合理化事業計画に基づく代替業務の位置づけである為 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による	有	
一般廃棄物収集運搬業務委託(嬉野管内 宇気郷・中川・豊田・豊地・天花寺西野・中原地区)	平成31年4月1日	有限会社 エコロール 代表取締役 小野靖幸	75,938,120	75,155,500	廃棄物処理法第6条の2第2項及び同法施行令第4条の基準に適合する業者であり業務の安定的な遂行が確保ができること又、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく松阪市合理化事業計画[嬉野管内]に従い本業務をし尿収集運搬業務の代替業務として提供する為 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による	有	
一般廃棄物収集運搬業務委託(嬉野管内 中郷・中川新町地区)	平成31年4月1日	株式会社 マルジョウ 代表取締役 岩澤理夫	27,498,520	27,151,900	廃棄物処理法第6条の2第2項及び同法施行令第4条の基準に適合する業者であり業務の安定的な遂行が確保ができること又、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく松阪市合理化事業計画[嬉野管内]に従い本業務をし尿収集運搬業務の代替業務として提供する為 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による	有	
平成31年度松阪市松ヶ崎公園管理業務委託	平成31年4月1日	松ヶ崎まちづくり協議会 会長 山本均	2,721,600	2,524,100	松ヶ崎公園は一般廃棄物最終処分場の跡地であり、公園への処分場跡地利用に関連して地元が管理することとなっている為 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による	無	

平成31年度松阪市高須処分 場跡地管理業務委託	平成31年4月8日	高須町自治会 自治会長 道風隆良	1,922,400	1,785,000	高須処分場跡地は一般廃棄物最終 処分場の跡地であり、処分場の頃より 地元へ管理の一部を委託していた 為 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号による	無	
使用済スプレー缶等処理装置 借上	令和1年8月23日	株式会社 中島自動車電 装 代表取締役 中島明	15,967,160	15,901,180	市民や事業者から排出される使用済 スプレー缶等を環境に適した方法で 安全に処理できる装置を製造してい る業者の中でガスライターも処理でき る装置を現在、製造・販売しているの は㈱中島自動車電装だけである為 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号による	有	